

第3章 プランの基本的な考え方

1 策定の趣旨

性別・性的指向・性自認*等にかかわらず全ての人が個人として尊重され、あらゆる分野において、互いに個性と能力を発揮できるジェンダー平等と多様な性を尊重する社会の実現を目指し、本市のジェンダー平等と多様な性に関する施策を総合的かつ計画的に推進することを目的として策定します。

「横須賀市男女共同参画及び多様な性を尊重する社会実現のための条例」の基本理念等を踏まえ、第6次プランでは、ジェンダー平等と多様な性の尊重に関するそれぞれの課題を明確にし、課題解決に向けて取り組む姿勢を示しています。

○ジェンダー平等に関する主な課題

- ・ 固定的性別役割分担意識（「男は仕事、女は家庭」等）の解消
- ・ 女性の職業生活における活躍の推進
- ・ 男女の賃金格差是正の推進

○多様な性の尊重に関する主な課題

- ・ 多様な性の尊重に関する理解の促進
- ・ 性的マイノリティ（LGBTQ+）当事者に対する支援の推進

2 プランの位置付け

- (1) 「男女共同参画社会基本法」に基づく「市町村男女共同参画計画」です。
- (2) 「横須賀市男女共同参画及び多様な性を尊重する社会実現のための条例」に基づく市の基本計画です。
- (3) 「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」に基づく「市町村推進計画」に位置付けられています。
- (4) 「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」に基づく「市町村基本計画」に位置付けられています。
- (5) 国の「第5次男女共同参画基本計画」、県の「かながわ男女共同参画推進プラン」を勘案しています。

3 計画名称

第6次横須賀市男女共同参画プラン
～ジェンダー平等と多様な性を尊重する社会を目指して～

4 計画期間

令和5年度（2023年度）から令和8年度（2026年度）までの4年間とします。

5 基本理念

第6次プランは、横須賀市男女共同参画及び多様な性を尊重する社会実現のための条例第3条に規定された6つの基本理念に沿って、本市のジェンダー平等と多様な性の尊重を推進します。

基本理念（条例第3条）

- (1) 全ての人々が、性別等にかかわらず個人として尊重され、いかなる場合においても暴力及び不利益な扱いを受けることなく、自由に生き方が選択できること。
- (2) 全ての人々が、性別等にかかわらず社会の構成員として、市の施策及び社会のあらゆる分野における方針の立案及び決定に参画する機会が確保されること。
- (3) 全ての人々が、性別による固定的な役割分担を助長するような制度及び慣行をなくすように努力すること。
- (4) 全ての人々が、互いに協力し、社会の支援のもとに、家庭、地域、学校、職業生活等社会のあらゆる分野における活動において、調和のとれた生活を営むことができること。
- (5) 全ての人々が、妊娠、出産等の性と生殖に関する健康と権利を認め合い、生涯にわたって健康な生活を営むことができること。
- (6) 性的指向、性自認等に関する公表の自由が個人の権利として保障されること。

6 目 標

条例の基本理念や社会情勢を踏まえ、5つの目標を定めました。第6次プランにおいては、特に「ジェンダー平等推進と多様な性を尊重する環境づくり」に重点を置き、取り組めます。

7 施策の方向性

5つの目標を達成するため、8つの施策の方向性を定めました。

8 施 策

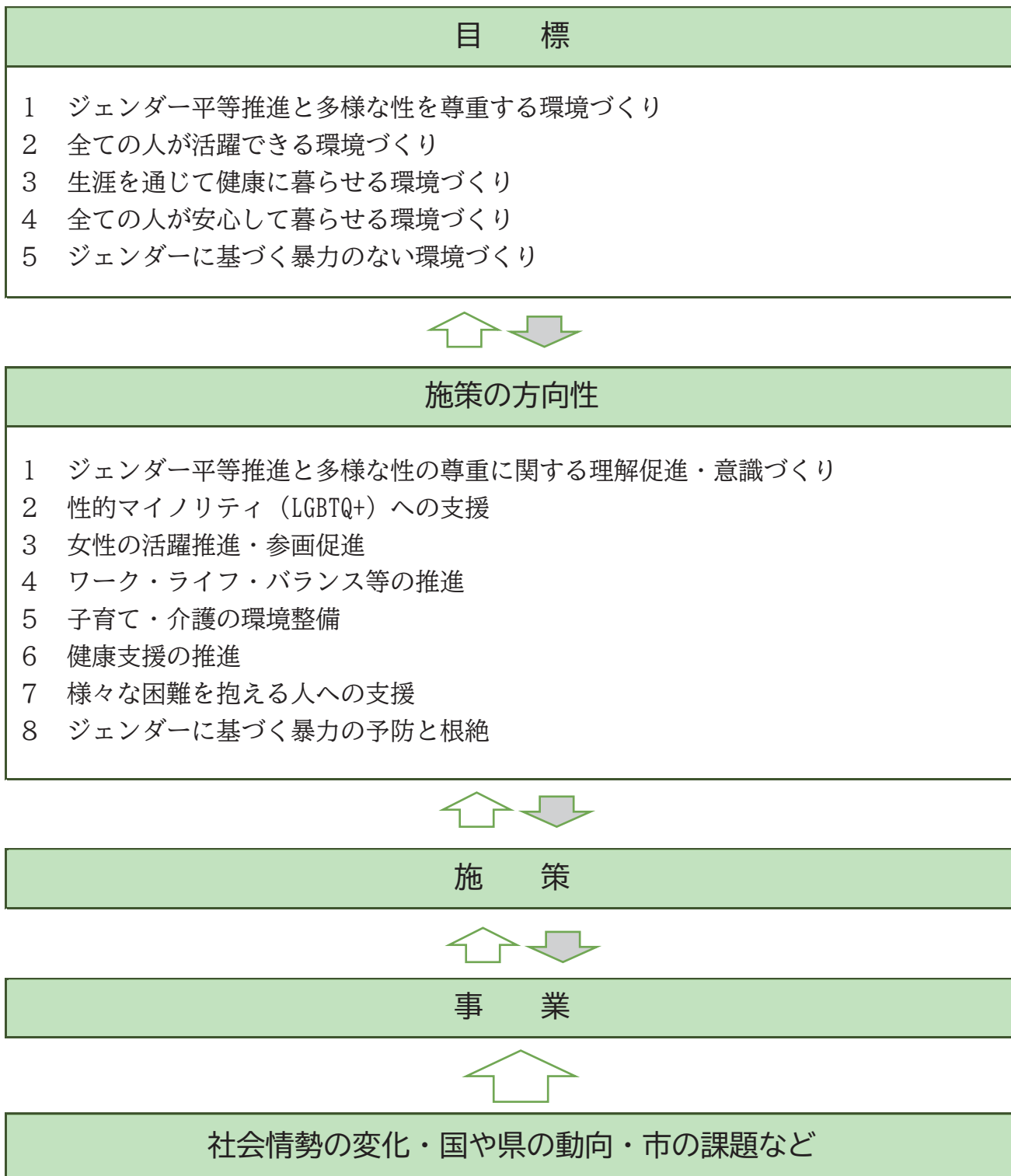
施策の方向性に基づくものとして、20の施策を定めています。施策ごとの事業は、施策を実現するために位置付けた具体的な事業を示し、効果的に展開されるよう進行管理を行います。

9 プランの体系

社会情勢の変化、男女共同参画・ジェンダー平等と多様な性に関する国や県の動向・市の課題などを踏まえ、目標・施策の方向性・施策・事業として体系化しています。

第6次横須賀市男女共同参画プラン

～ジェンダー平等と多様な性を尊重する社会を目指して～



10 指標・数値目標の設定

プランを実効性のあるものとし、達成度を把握するため、指標を定め、数値目標を設定します。

	指標	現状値	目標値 (令和8年度)
施策の方向性1 ジェンダー平等推進と多様な性の尊重に関する理解促進・意識づくり			
1	「ジェンダー」という言葉の認知度 (言葉の意味も含めて知っている人の割合)	63.0% (令和3年度アンケート調査)	70%
施策の方向性2 性的マイノリティ (LGBTQ+) への支援			
2	「アウティング」※という言葉の認知度 (言葉の意味も含めて知っている人の割合) ※性的マイノリティ (LGBTQ+) 本人が公にしていない性自認や性的指向を暴露すること	—	70%
3	パートナーシップ宣誓証明制度の認知度 (言葉の意味も含めて知っている人の割合)	38.1% (令和3年度アンケート調査)	70%
4	よこすかLGBTs相談の認知度	—	70%
施策の方向性3 女性の活躍推進・参画促進			
5	社会全体で男女の地位が平等になっていると思う人の割合	36.1% (令和3年度アンケート調査)	50%
6	市役所における女性管理職 (課長級以上) の割合	9.4% (令和4年4月)	20%
7	市の審議会等委員に占める女性の割合	28.9% (令和4年8月)	40%
施策の方向性4 ワーク・ライフ・バランス等の推進			
8	市の男性育児休業取得率割合	37.1% (令和3年度)	100%
9	市職員の有給休暇取得日数	14.3日 (令和3年度)	15日
施策の方向性5 子育て・介護の環境整備			
10	保育所等利用待機児童数	9人 (令和4年4月)	0人
施策の方向性6 健康支援の推進			
11	女性特有のがん検診の受診率	—	50%
施策の方向性7 様々な困難を抱える人への支援			
12	デュオよこすか「女性のための相談室」を知っている人の割合	—	70%
施策の方向性8 ジェンダーに基づく暴力の予防と根絶			
13	デートDV・DVに関して相談できる機関を知っている人の割合	89.7% (令和3年度アンケート調査)	100%

1.1 プランの進行管理

(1) プランの進行管理

① 指標・数値目標の設定

プランを実効性のあるものとし、達成度を把握するため、指標を定め、数値目標を設定します。

② 取組実績報告書の公表（毎年度実施）

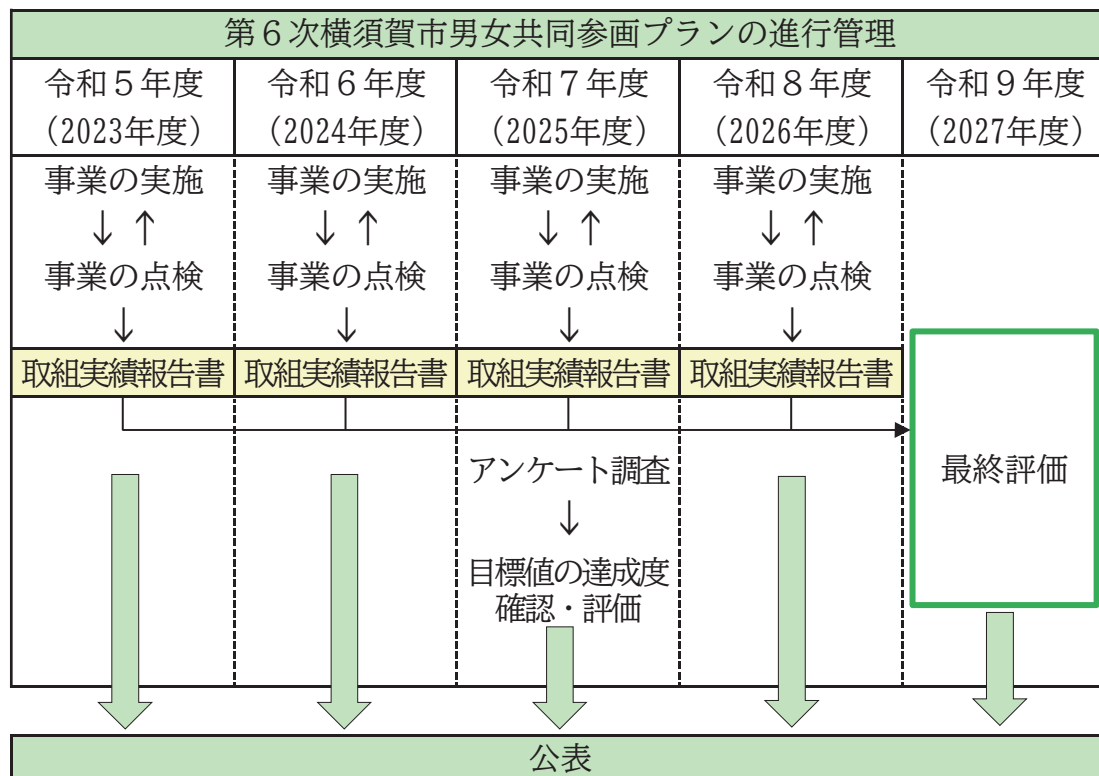
事業の進捗状況を毎年度把握し、計画の進行管理を的確に行います。また、その結果を報告書として毎年度作成し、プランに位置付けている事業の実施状況について、横須賀市男女共同参画及び多様な性の尊重に関する審議会（以下「審議会」）に報告し、意見を聴いた上で公表します。

③ 市民アンケート調査の実施と次期プラン策定に向けた第6次プランの検証（次期プラン策定の前年度に実施）

アンケート調査を実施し、その結果等から数値目標の達成状況を確認します。また、アンケート調査の結果を分析・検証し、プランの効果について評価を行います。審議会の意見を聴いた上で、その結果を公表します。

④ 最終評価（プランの計画期間終了後に実施）

プランの計画期間終了後に、審議会の意見を聴いた上で総括した評価を行い、公表します。



(2) 推進体制

① 横須賀市男女共同参画及び多様な性の尊重に関する審議会

条例に基づく市長の附属機関として、市長の諮問に応じて、施策の進捗状況について審議し答申します。また、計画の策定や事業の推進に関する重要な事項等について、調査・審議し必要に応じて市長に意見を述べます。

② 男女共同参画及び多様な性の尊重に関する専門委員

市の施策への不服や性別等を理由とした人権侵害に関わる苦情・相談等の申出を受け付け、適切な対応を行うため、市長から委嘱された男女共同参画及び多様な性の尊重に関する専門委員が公正・中立な立場で必要に応じて調査を行い、助言や是正の要望等を行います。

③ 男女共同参画職場リーダー会議

本市が実施するあらゆる事業において男女共同参画の視点の導入を積極的に図るため、全所属長を男女共同参画職場リーダーとし、男女共同参画職場リーダー会議において男女共同参画についての理解を深めるため研修を実施します。

④ デュオよこすか

市の男女共同参画及び多様な性を尊重する社会に関する施策を推進し、市民、市民活動団体、事業者等との協働のための拠点施設として、「交流」「情報の収集・提供」「学習・研修」「相談」の機能の一層の充実を図ります。

⑤ デュオよこすか専門部会

審議会の下部組織として、デュオよこすかの運営に係る専門的な事項について検討します。

⑥ 市民や事業者等との協働・連携

ジェンダー平等と多様な性を尊重する社会を実現するためには、市民や事業者等との協力・連携も不可欠です。課題を共有しながら協働・連携を通じて、本市の施策を推進します。

⑦ 関係機関等との連携

国・県等の関係機関との連携を進め、啓発事業などについての事業協力を行います。

12 プラン体系図

目 標		施策の方向性		施 策	
1	ジェンダー平等推進と多様な性を尊重する環境づくり	1	ジェンダー平等推進と多様な性の尊重に関する理解促進・意識づくり	1	市役所における理解促進・意識啓発
				2	市民に対する理解促進・意識啓発
				3	学校教育における理解促進・意識啓発
				4	事業者等に対する理解促進・意識啓発
				5	ジェンダー平等推進と多様な性の尊重に関する情報収集と提供
		2	性的マイノリティ (LGBTQ+) への支援	6	性的マイノリティ (LGBTQ+) に対する支援
2	全ての人が活躍できる環境づくり ※「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」に基づく市町村推進計画	3	女性の活躍推進・参画促進※	7	女性の活躍に向けた支援
				8	政策・方針決定過程への女性の参画促進
		4	ワーク・ライフ・バランス等の推進 ※	9	ワーク・ライフ・バランスと健康経営の実現に向けた支援
				10	男性の家庭や子育てへの参画促進
		5	子育て・介護の環境整備	11	子育て支援の充実
12	介護の相談支援の充実				
3	生涯を通じて健康に暮らせる環境づくり	6	健康支援の推進	13	生涯を通じた健康支援
				14	性と生殖に関する健康と権利 (セクシュアル・リプロダクティブ・ヘルス/ライツ) の尊重
4	全ての人が安心して暮らせる環境づくり	7	様々な困難を抱える人への支援	15	女性のための相談支援の充実
				16	ひとり親家庭への支援の充実
				17	困難な問題を抱える人への相談支援の充実
5	ジェンダーに基づく暴力のない環境づくり 「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」に基づく市町村基本計画	8	ジェンダーに基づく暴力の予防と根絶	18	ジェンダーに基づく暴力の防止に関する啓発
				19	ジェンダーに基づく暴力に対する相談支援の充実
				20	様々なハラスメントの防止対策の推進